

## 日本取引所グループ金融商品取引法研究会

令和元年会社法改正（1）－株主総会資料の電子提供制度

2020年7月31日（金）15:01～16:58

オンライン開催

### 出席者（五十音順）

飯田	秀総	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
石田	眞得	関西学院大学法学部教授
伊藤	靖史	同志社大学法学部教授
梅本	剛正	甲南大学共通教育センター教授
片木	晴彦	広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻教授
加藤	貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授
川口	恭弘	同志社大学法学部教授
北村	雅史	京都大学大学院法学研究科教授
久保	大作	大阪大学大学院高等司法研究科教授
黒沼	悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
齊藤	真紀	京都大学大学院法学研究科教授
白井	正和	京都大学大学院法学研究科教授
洲崎	博史	京都大学大学院法学研究科教授
高橋	陽一	京都大学大学院法学研究科准教授
船津	浩司	同志社大学法学部教授
前田	雅弘	京都大学大学院法学研究科教授
松尾	健一	大阪大学大学院高等司法研究科教授
山下	徹哉	京都大学大学院法学研究科准教授

## 【報 告】

# 令和元年会社法改正（1）－株主総会資料の電子提供制度

京都大学大学院法学研究科教授  
前 田 雅 弘

## 目 次

- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| I. はじめに               | VI. 書面交付請求権          |
| II. 電子提供制度導入の趣旨       | VII. 電子提供措置の中断       |
| III. 電子提供措置をとる旨の定款の定め | VIII. 電子提供制度の利用の義務付け |
| IV. 電子提供措置            | 討 論                  |
| V. 招集通知の特則            |                      |

○川口 それでは、定刻になりましたので、日本取引所グループ金融商品取引法研究会を始めたいと思います。

これからしばらく令和元年の会社法改正を検討することになっております。今日はその第1回目ということで、京都大学の前田先生から、「株主総会資料の電子提供制度」についてご報告をいただきます。よろしくお願いいたします。

○前田 それでは、早速、レジュメに沿って報告を進めさせていただきます。

### I. はじめに

昨年12月4日に、「会社法の一部を改正する法律」が成立し、12月11日に公布されました。今、司会の川口先生からお話がありましたように、この研究会では、これから7回にわたって改正法の内容を検討していくことになりました。

今回の改正に至る経緯ですとか背景については、前にこの研究会で法制審議会会社法制部会での審議が始まった初期の段階で既にご報告をさせていただいていますので

( [https://www.jpx.co.jp/corporate/research-study/research-group/nlsgeu0000031arp-att/20170922\\_1.pdf](https://www.jpx.co.jp/corporate/research-study/research-group/nlsgeu0000031arp-att/20170922_1.pdf) )、今回の研究会のシリーズでは、改正の全体に関わる総論部分は省略し、早速に主要な改正項目を順に取り上げさせていただきます。そして、本日はその第1回目として、株主総会資料の電子提供制度を扱います。

なお、施行時期は、今回の改正一般については、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内で政令で定める日（附則1条本文）とされていますので、例えば来年、2021年5月などになるわけですが、特に株主総会資料の電子提供の部分については、システム構築のために相当の準備期間が必要になりますため、施行はそこからさらに2年先、公布の日から起算して3年6月を超えない範囲内で政令で定める日（附則1条但書）とされていますので、今からまだ3年ほど先、例えば2023年5月などになるものと推測されます。

### II. 電子提供制度導入の趣旨

今回導入された株主総会資料の電子提供制度とは、招集に際して株主に提供すべき資料（「株主

総会資料」) を全てインターネット上のウェブサイトに掲載し、株主に対する書面による招集通知には、当該ウェブサイトのアドレス等の基本的な事項のみを記載することにする制度です(改正325条の2~325条の7等)。

この制度を導入した趣旨・理由について、議論の初期、会社法研究会報告書ですとか中間試案の段階では、大きくは2つの理由が挙げられていました(「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案の補足説明」(法務省民事局参事官室、平成30年2月14日)〔補足説明〕第1部第1の1)。

1つは、①株主に対してより早期に充実した内容の情報提供をすることができるというものであり、これは株主側に生じる利点です。もう1つは、②株主総会資料の印刷・郵送のために要する費用を削減することができるというものであり、これは会社側に生じる利点です。

このように、改正の議論の初期には、電子提供の制度は、株主側、会社側のいずれの側にもメリットがあると説かれていたのですが、最近の解説では、①の点に重点が置かれることが多いようです。最近の立案担当者による解説では、ほとんど①に注目した説明がされていますし(竹林俊憲ほか「令和元年改正会社法の解説〔I〕」商事法務2222号(2020年)5頁)、研究者の解説でも、最近の尾崎安央先生の論文(「株主総会資料の電子提供制度」ジュリスト1542号(2020年)21頁)、松井秀征先生の論文(「株主総会資料の電子提供制度」商事法務2222号(2020年)35頁)でも、この制度の目的が機関投資家への情報提供の充実にあるということを前面に打ち出しておられます。

確かに、会社にとっての費用削減というような②の理由を強く打ち出しますと、会社側の都合のために株主の利益を犠牲にするのかという批判が生じかねないのであって、①の株主への情報提供の充実を理由にしておいた方が一般の理解を得やすいのかもしれませんが。

しかし、株主への情報提供の充実という①の点についてであれば、改正前の制度、つまり書面ベースの制度はそのまま残して置いて、単にこれに上乘せをする形で、招集通知の内容が確定すればその時点でウェブサイトにもその情報を掲載せよとすることで事足りたはずですが。

現に既に、最近の東京証券取引所の調査によりますと、2020年3月期決算会社の定時株主総会について、招集通知を定時株主総会の3週間以上前に自社ウェブサイト等で電子的に公表する予定の会社の割合は、新型コロナウイルスの影響で若干低下してしまっているのですが、それでも65.6%もあります(<https://www.jpx.co.jp/listing/event-schedules/shareholders-mtg/>)。つまり、もう3分の2ぐらいの上場会社は、書面に上乘せをして、3週間以上前に電子的にも任意に開示をしているという状況にあります。

そうしますと、今回の改正は、書面での提供を不要にするところにも大きな意味があるはずですが。例えば後で見ますように、できるだけ書面交付請求を少なくするための手当てがされるなど、できるだけ費用削減のために、紙はなくそうという方向が打ち出されています。情報提供の充実という観点だけに重点をおくと、今回の改正内容を説明し尽くすのは難しいのではないかと思います。そうすると、制度を導入した趣旨・理由については、議論の初期段階のように、情報提供の充実と費用削減、2つとも挙げておくのが適切ではないかと思います。

そして、この後見ていきますように、今回の制度は、これらの趣旨をできるだけ実現できるように組み立てられているのですけれども、実際にこれらの趣旨をどこまで実現できるかは、施行後の運用に負うところが少なくないように思われます。

すなわち、情報提供の充実という点では、今回の改正は、後で見ますように、ウェブサイトへの掲載期間の開始日を株主総会の日の3週間前にすることで決着しました(改正325条の3第1項)。すなわち、改正前の招集通知の発出期限で

ある2週間よりも早まるのは1週間だけです。1週間でもそれなりの意味はあるのでしょうけれども、真に早期の情報提供を充実するためには、会社が任意に、この法定の3週間よりもできるだけ前にウェブサイト情報を掲載することが期待される場所です。

他方、費用の削減という点では、後で取り上げる書面交付請求がどれだけなされるか、そして将来に向けてこれを減少させることができるかにかかってくるのだと思います。もしも大量の書面交付請求がされるという状況が将来にわたって長く続きますと、かえって会社としては、初めから招集通知にフルセットで書面を添付して送っておく方がコストを抑えられることになりかねないのであって、それでは改正の目的は達せられないことになります。

### Ⅲ. 電子提供措置をとる旨の定款の定め

電子提供措置を利用するには定款の定めを設けなければなりません(改正325条の2前段)。書面交付請求の制度が入りましたので、電子提供措置がとられることによって株主が受ける不利益・負担は、実質的には大きなものではありませんので、定款に定めるほどのことがあるのかということが論点にはなりません。

この定款の定めは、中間試案段階でも既に提案されており(第1部第1の1、「補足説明」第1部第1の1)、そのときには、①後で見ますように、書面交付請求は、基準日前にしておかなければなりませんので、株主が書面での招集通知を受けた段階では、もはや書面交付請求をすることはできず、そこで、会社が電子提供制度を利用するかどうかを早期に株主が知り得るようにしておく必要があります。また、②公告方法として電子公告を選択するためには定款の定めを要するとされていること(939条1項3号)との均衡から、定款の定めを要するというように説明されていました。

このうち前者については、今回電子提供措置を利用することは登記によって公示することになり

ましたので(改正911条3項12号の2)、電子提供制度の利用の有無について、株主は知ることができます。したがって、前者の点から定款の定めが不可欠とまでは言いにくくなっているのですが、そうは言いつても、電子提供措置がとられますと、電子公告が採用されるのと同じように、株主の権利行使の方法に影響が及んできません。どうしても紙で欲しいという株主は書面交付請求の手続をとるという手間をかけなければいけないのであって、今回定款の定めを要するのは、合理的であったと考えてよいのではないのでしょうか。

なお、定款には、電子提供措置をとる旨だけを定めれば足りるのであって(改正325条の2後段)、ウェブサイトのアドレスまで定める必要はありません。ウェブサイトのアドレスを変更するたびに定款変更手続を要するのは煩雑だと考えられたからです。

### Ⅳ. 電子提供措置

#### 4-1 電子提供措置の意義

電子提供措置は、325条の2の括弧書きで定義がされており、具体的には法務省令で定められることになるのですけれども、会社が株主総会資料をインターネット上の自社のホームページ等のウェブサイト上に掲載し、株主が閲覧することのできるようにする措置とすることが予定されています(竹林ほか・前掲6頁)。

ウェブサイトの数に限定はありませんので、電子提供措置の中断が生じるリスクを軽減するために、複数のウェブサイトを用意しておくこともできます(竹林ほか・前掲9頁注8)。

#### 4-2 電子提供措置事項

電子提供措置をとる旨の定款の定めのある会社の取締役は、299条2項各号に定める場合には、一定事項について電子提供措置をとらなければなりません(改正325条の3第1項)。

この一定事項は、325条の5第1項で「電子提

供措置事項」と呼ばれ、325 条の 3 第 1 項の 1 号から 7 号に列挙されています。

299 条 2 項各号に定める場合とは、書面投票・電子投票を採用する場合、又は取締役会設置会社である場合、つまり、従前は招集通知を書面でしなければならないとされていた場合です。書面投票・電子投票を採用せず、かつ取締役会設置会社でもない場合には、もともと招集通知を書面でする必要がなく、株主総会参考書類等も提供する必要がないのであって、電子提供措置をとる必要もないことにしてあります。

さて、電子提供措置事項は、具体的には次の事項です。

- ①298 条 1 項各号に掲げる事項
- ②議決権行使書面に記載すべき事項
- ③株主総会参考書類の内容
- ④株主提案に係る議案の要領
- ⑤計算書類・事業報告の内容（監査報告・会計監査報告を含む）
- ⑥連結計算書類の内容
- ⑦電子提供措置事項を修正した旨及び修正前の事項（改正 325 条の 3 第 1 項の 1 号～7 号）

これら電子提供措置事項のうち、①から⑥は、改正前には株主に書面で提供することが要求されていた事項です。このうち②「議決権行使書面に記載すべき事項」には、株主の氏名・名称及び議決権数が記載事項になっているため（会社則 66 条 1 項 5 号）、もしこれをウェブサイトに掲載することになると、会社は株主ごとに個別に掲載しなければならないこととなり、実務的な負担が大きくなります。そこで、もし会社が任意に議決権行使書面を紙で送付する場合には、ウェブサイトのほうには「議決権行使書面に記載すべき事項」を掲載する必要はないという手当てがされています。（改正 325 条の 3 第 2 項）。

⑦「電子提供措置事項を修正した旨及び修正前の事項」は、①～⑥の電子提供措置事項を修正したときに、ウェブサイト上で修正を認めるもので

あり、現在のウェブ修正の制度を実質的にここに取り込もうというものです。

ただ、現行のウェブ修正の制度は、少なくとも明文上は、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類についてだけ（会社則 65 条 3 項・133 条 6 項、計算則 133 条 7 項・134 条 7 項）設けられた制度にすぎないのですが、電子提供措置では、より範囲が広く、招集通知記載事項とか議決権行使書面に記載すべき事項なども対象になります。

また、現行のウェブ修正の制度では、少なくとも明文上は、修正の対象になるのは、招集通知発出時から株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合に限られますが、電子提供措置の方は、いつ修正すべき事情が生じたかも問題にしていません。その意味では、こちらは広く修正が使えるという制度になってはいるのですけれども、ただ、そうはいいまして、もちろん無制限に修正が認められるわけではありません。

修正事項の重要性等を考慮して、修正が招集手続の著しい不公正に当たることはあり得ます。これは、現行のウェブ修正の制度について一般に言われているのと同様です。

#### 4-3 EDINET の特例

有価証券報告書提出会社（金商 24 条 1 項）が電子提供措置事項を含む有価証券報告書を、掲載期間開始日までに EDINET（金商 27 条の 30 の 2）を使用して開示する場合には、当該事項については、電子提供措置をとることを要しないものとされました（改正 325 条の 3 第 3 項）。

EDINET の利用の可否は、中間試案段階では検討事項にとどめられていたのですが（第 1 部第 1 の後注 2）、改正法では、これを認めることとしました。

この特例を利用するためには、有価証券報告書を早目、つまり次に見る掲載の開始日である株主総会の日々の 3 週間前までに提出しておく必要がありますが、EDINET で株主総会資料の電子提供に

代替できることにしたのです。

325 条の 3 第 3 項の括弧書きで、議決権行使書面に記載すべき事項は、EDINET による開示では代替できないことにしていますが、それは、株主の氏名など議決権行使書面に記載すべき事項を不特定多数の者に開示するのは適当でないからです。

したがって、この EDINET の特例を利用してもなお、議決権行使書面に記載すべき事項についてだけは電子提供措置が必要になりますが、ただ、前述のように、議決権行使書面を書面で送付することによって、完全に電子提供措置を省略できることとなります。

#### 4-4 電子提供措置期間

##### 4-4-1 電子提供措置の開始

まず、ウェブサイトへの掲載期間の開始日ですけれども、現在の招集通知の法定の発送期限は、公開会社であれば、株主総会の日（299 条 1 項）の 2 週間前（299 条 1 項）ですけれども、電子提供措置をとれば、会社は株主総会参考書類等の印刷とか郵送をする必要がなくなりますので、印刷・郵送に要する期間分は早期にウェブサイトに掲載する措置をとれるはずで、早期に掲載をして株主に情報開示をすることで、株主は議決権行使のための考慮期間を今より長く確保できるようになります。

これらの考慮から、中間試案段階では、株主総会の日（299 条 1 項）の 4 週間前とする案と、3 週間前とする案が両論併記されていたのですけれども（第 1 部第 1 の 2 ②）、結局改正法では、経済界の意見に配慮して、3 週間前となりました（改正 325 条の 3 第 1 項）。

ただし、コーポレートガバナンス・コードの関係で、招集通知を 3 週間よりも前に早期発送する会社は少なくないところであり、招集通知を 3 週間よりも前に発する場合については、その招集通知を発する日が掲載開始の期限になります。ここにアクセスせよという書面がもう手元に届いているのに、ウェブサイトへの掲載がまだだという状

況を生じさせるのは好ましくないからです。

このように、掲載開始は株主総会の日（299 条 1 項）の 3 週間前で決着はしたのですけれども、株主の考慮期間をできるだけ長く確保するのが望ましいことから、法制審議会では、要綱の取りまとめに際し、附帯決議の形で、3 週間よりも前にウェブサイトへの掲載を開始する努力義務を上場会社に負わせるという内容の規律を、上場規則で定めるよう取引所に求めることとしました。

つまり、法律では 3 週間前というように定めるのですけれども、取引所の規則によって、上場会社は 3 週間よりも早期に開始をする努力義務を負うこととなります。これは取引所の上場規則の改正の話ですので、会社法改正のために法制審議会（2019 年）で決定をする要綱に載せるわけにはいきません。そこで、要綱とは別建てで、法制審議会の附帯決議によって取引所に要請をする形がとられました。

##### 4-4-2 電子提供措置の終了

掲載期間の末日の方は、株主総会の日（299 条 1 項）以後 3 か月を経過する日です（改正 325 条の 3 第 1 項）。

電子提供措置事項に係る情報が株主総会決議の取消しに係る訴訟で証拠として使用され得ることを考慮して、決議取消しの訴えの提訴期間である決議後 3 か月（831 条 1 項参照）までは株主が情報にアクセスできるようにしようという趣旨です。

ただ、中間試案より後の議論の中で、電子提供措置事項に係る情報は、決議取消しだけではなくて、決議不存在又は無効確認の訴え、さらには会社の組織に関する行為の無効の訴えなどにおいても証拠として使用され得ることを考慮して、決議後 3 か月よりもっと後の日までとすべきではないかということが問題となりましたが、結局は中間試案どおり 3 か月とされました（神田秀樹「『会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案』の解説」 商事法務 2191 号（2019 年）7 頁）。

確かに、例えば決議の存在すら知らないまま 3 か月が経過し、その後決議の不存在を主張したい

という場合はあり得るのですが、同様の問題は、委任状とか議決権行使書面の備置きなどについてもあり得ます。もしこの電子提供措置の末日を3か月より後の日にしますと、委任状などの備置期間にも波及してきますし、どこまで長く後の日にするかも決め難いところです。委任状等に合わせ3か月にしたこともやむを得なかったのではないかと思われま

## V. 招集通知の特則

### 5-1 招集通知の内容

今回、幾ら株主総会資料を電子提供するとはいっても、全て電子化してしまうわけではなく、従来書面での招集通知が要求されていた会社、つまり取締役会設置会社、又は書面投票・電子投票を採用する会社（299条2項）では、ウェブサイトのアドレスなどの基本的事項だけは、従来どおり原則として書面で株主に通知しなければなりません。

電磁的方法での提供を株主が承諾した場合には、この基本的事項の通知さえも書面でなく電磁的方法で行うことはできますが（299条3項）、その場合を除いては、基本的事項は従来どおり書面で提供しなければなりません。

この書面に記載すべき事項を多くしますと、印刷・郵送に多くの費用がかかってしまって、株主総会資料を電子化する意味が乏しくなってしまう。したがって、書面の記載事項は、現行の招集通知の記載事項及び添付書類よりも大幅に簡素化され、よく言われますように、はがきに書ける程度のものにしてあります。

具体的には、書面に記載すべき事項（改正325条の4第2項）とされているのは、①298条1項1号～4号の事項、つまり、日時、場所、議題、書面投票・電子投票を採用する旨、そのほか、②電子提供措置をとっていればその旨、③EDINETを利用していればその旨、④法務省令で定める事項です。

法務省令では、ウェブサイトのアドレス等が定

められる見込みだということで、ウェブサイトの数は、前述のように、中断のリスク軽減などのために複数記載することも許容される見込みです。

そして、電子提供制度は、前述のようにコスト削減の観点から、電子的措置をとることで書面の交付はできるだけ少なくすることを狙った制度だと考えられますので、電子提供制度を採用する会社では、招集通知に際して、株主総会参考書類等、すなわち、株主総会参考書類・議決権行使書面・計算書類・事業報告・連結計算書類の交付は必要なくなります（改正325条の4第3項）。

### 5-2 招集通知に際しての任意の資料提供

電子提供制度を採用する会社では、書面による通知の法定の記載事項は大幅に絞られることとなりますが、会社の側が、任意に追加の事項を書面で提供することは禁じられません。例えば、会社が任意に、はがきにせず封書にして、議決権行使書面を書面による招集通知に同封することは差し支えありません。つまり、議決権行使書面の同封は、電子提供制度のもとではもちろん強制はされませんが、禁止もされないということです。

そして、電子提供制度を利用する場合であっても、少なくとも議決権行使書面だけは従前どおり紙で送ることとする会社が現実には多いのではないかとされています。

なぜならば、議決権行使書面は、もし会社が書面で招集通知に同封する措置を任意にとってくれないとしますと、株主としては、あらかじめ次に見る書面交付請求をして議決権行使書面を送ってもらうようにしておかない限りは、書面投票をするためには自分で議決権行使書面を打ち出さなければいけないこととなります。これは株主にとって負担になり、ひいては株主による議決権行使の比率を低下させるおそれがあります。

また、株主が自分で打ち出した書面が真正の書面かを会社がどう確認するかなどの実務的に悩ましい問題も出てきます。

さらに、もし会社が議決権行使書面を紙で送付

しないとしますと、前述のように、会社は議決権行使書面に記載すべき事項を株主ごとに個別にウェブサイトに掲載しなければいけないことになって負担が大きくなりますし、また、せっかくEDINETの特例を利用しようとしても、前述のように、議決権行使書面に記載すべき事項についてだけ電子提供措置が必要になってきて、EDINETの特例を利用する意味が乏しくなってしまいます。

これらのことを考え併せますと、実務的には、少なくとも議決権行使書面は従前どおり初めから紙で送ることにする会社が多くなるのではないかと推測されます。

### 5-3 招集通知の発出期限

書面による通知の発出期限としては、先ほどのウェブサイトへの掲載期間の開始日についてと同様に、株主の考慮期間をできるだけ長く確保するのが望ましいことから、中間試案段階では、株主総会の日々の2週間前、3週間前、4週間前とする3つの案が併記されていたのですけれども（第1部第1の3(1)）、最終的には、公開会社・非公開会社とも2週間前ということになりました（改正325条の4第1項）。公開会社については今と変わらないこととなります。

この書面による通知は、基本的事項だけを記載しますので、従前よりも印刷等に要する時間は少なく済むはずであって、その分、早く発出できるはずなのですけれども、改正法は、次に見る書面交付請求に応じてする書面の交付を、招集通知の際に行うべきこととしました（改正325条の5第2項）。

つまり、書面交付請求に応じてする書面の交付を、招集通知とまた別に行うべきこととしますと、会社の事務負担及び費用が過大になるおそれがあります。送付のコストを考えますと、株主に書面を送るのは1回にするのが望ましい。そうしますと、書面交付請求に応じてする書面の印刷等には従来と同じぐらい時間がかかるのはやむを得ませんので、結局のところ、招集通知の発出期限は従

来どおり2週間前ということをやむを得ないのではないかと思います。

## VI. 書面交付請求権

### 6-1 書面交付請求権の付与

電子提供制度の設計に当たって最も検討を要したと思われるのが、この書面交付請求権に関する問題です。書面交付請求権とは、電子提供制度を採用する会社の株主が、電子提供措置事項を記載した書面を自らに交付するよう請求することのできる権利です。

議論の初期段階では、これを認めると、せっかくの電子化の意味が乏しくなるとして、そもそも書面交付請求権は認めるべきではないという意見もありました。しかし、いわゆるデジタルデバイドの弱者、つまりコンピューターを利用できない高齢者等にとっては、紙での交付をなしにしていまいますと、実質的に議決権の行使を制限されるおそれがあります。いかにインターネットが普及したとはいえ、こういうデジタルデバイドの弱者を保護しないというところまで割り切るのはなかなか困難であって、株主には書面交付請求権を認めることになりました（改正325条の5第1項）。

そして、中間試案段階では、原則は書面交付請求権を与えるけれども、定款で定めれば書面交付請求権を排除できるようにするかどうかを検討事項にしていました（第1部第1の4(2)①注2）。

しかし、幾ら定款で定めるとはいつても、定款変更は多数決であり、デジタルデバイドの弱者から実質的な議決権行使の機会を多数決で奪ってしまうわけにはいきません。そこで改正法では、定款をもってしても書面交付請求権を排除できないことにしています。

そして、書面交付請求をすることのできる者から、325条の5第1項で、299条3項の承諾をした株主、すなわち招集通知を電子メールなど電磁的方法で受け取ることについて承諾した株主が除かれています。これは、そのような株主であれば



インターネットを利用することができるはずであって、書面交付請求権を与えるほどのことはないと考えられたことによります。

## 6-2 書面交付請求権の行使期限

書面交付請求権の行使期限をいつにするかが問題になります。株主総会ごとに株主に交付請求するかどうかを選択させる案もありましたが、この案ですと、会社側の事務処理の負担が大きくなるおそれがあります。

そこで、改正法は、議決権行使の基準日までに株主に書面交付請求をさせておくことにしました（改正 325 条の 5 第 2 項）。早いうちから、つまり基準日前に株主に請求をさせておくわけです。そして、株主は一旦この書面交付請求権を行使すれば、その後に開催される全ての株主総会について書面の交付を受けることができることとなります。

会社の方から言いますと、いわば株主の属性として、この株主は書面が必要な株主だということを経営日までに把握をして登録しておけるようにしようという仕組みです。

現実には考えにくいのでしょうかけれども、もし議決権行使の基準日を設定しないのであれば、招集通知発送時まで請求できると解さざるを得ません（邊英基「株主総会資料の電子提供制度への実務対応」商事法務 2230 号（2020 年）56 頁）。

## 6-3 振替株式の株主による書面交付請求の方法

書面交付請求は会社に対してなされるのですけれども（改正 325 条の 5 第 1 項）、振替株式の株主については、直近上位機関を経由して請求することもできることとして（改正振替法 159 条の 2 第 2 項前段）、振替株式については、書面交付請求の方法として 2 つのルートが設けられています。

まず、第 1 の方法として、既に株主名簿上の株主になっているのであれば、会社、すなわち株主名簿管理人に直接に書面交付請求をすることがで

きます。

書面交付請求権は議決権と一体となった権利ですので、議決権同様、権利行使をするのに個別株主通知（振替法 154 条）は要らないという前提で議論が進められました。

個別株主通知なしに株主名簿に基づいて権利行使を認めますので、書面交付請求をしてきた者が実は株式を譲渡して株主でなくなっているということは十分にあり得るのですけれども、その者は、どうせ次の総株主通知（振替法 151 条 1 項）によっては基準日株主になることはできません。会社は、基準日株主以外の者には招集通知を発出する必要はないので、結局、書面交付請求に応じた書面の交付をする必要もないことになると考えられます。

つまり、基準日株主でなくなってしまうと、幾ら基準日より前に書面交付請求だけしていても無意味だということになります。そうしますと、株主名簿に基づいて書面交付請求できることにしておいても、実質的な不都合はないと考えてよいのだと思われます。

また、第 2 の方法として、直近上位機関を経由して請求することもでき（改正振替法 159 条の 2 第 2 項前段）、この場合は、株主名簿上の株主でなくても、この請求権を会社に対して対抗できるものとしています（同条 2 項後段）。口座管理機関を経由しますので、その者が口座簿上株主であることは明らかだからです。

株主がまだ株主名簿上の株主になっておらずに、次の総株主通知に基づいて初めて基準日株主として株主名簿に記載されることになるのであっても、それまでの間に、この口座管理機関を経由する方法によれば、書面交付請求をすることができることとなります。

この振替株式の株主による書面交付請求の方法については、審議の過程ではいろいろな案が検討されました。第 1 の方法だけとする案、第 2 の方法だけとする案もあり、中間試案の段階では、第 2 の方法だけが提案されていました（第 1 部第 1

の4(2)①(注1))。

確かに、株主の側の利便だけを考えれば、第2の方法だけを認めておけば十分であって、その方が制度も分かりやすくなったように思われるところです。しかし他方では、口座管理機関の負担の大きさも考えなければなりませんので、改正法が第2の方法だけではなく、第1の方法も併せて採用したことには、合理性はあるのではないかと思います。

#### 6-4 交付すべき書面に記載すべき事項

株主から書面交付請求を受けて会社が交付する書面に記載しなければならないのは、電子提供措置事項(改正325条の5第1項)、つまり法定の事項に限られるのであって、同一のウェブサイトに任意の記載事項が含まれる場合に、その任意の事項も含めて、ともかくウェブサイトに掲載した事項はそのまま全て印刷して書面で交付せよということではありません。

コーポレートガバナンス・コードの影響などによって、近年は、株主総会資料で任意に情報提供する例が増えてきています。例えば、事業報告で画像などを多用して、任意に充実した掲載をすることもあると思いますし、冒頭に申しましたように、まさにウェブによる充実した情報提供ということが電子提供制度の最大の利点の一つなのですが、書面交付請求があったときに書面にするのは、法定の事項だけで足りません。逆に言いますと、書面交付が大変にならないように、ウェブの方の任意の情報提供を控えめにしておく必要はないということです。

なお、この交付すべき書面について、これまでの定款に基づくウェブ開示によるみなし提供制度(会社則94条等)を残すかどうか、中間試案では検討事項とされていました(第1部第1の後注4)。つまり、書面交付請求に応じて交付すべき書類から、これまでウェブ開示が認められていた事項、つまり書面で提供したとみなされる事項は除いていいかどうかです。

デジタルデバイドの弱者は、今回の改正前から既に、ウェブ開示事項はどうせ紙では受け取れなかったのであって、デジタルデバイドの弱者保護を現在より手厚くする必要はなからうということで、改正法は、従前のウェブ開示によるみなし提供制度を実質的に残すことにしました。

具体的には、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部については、書面交付請求を受けて交付すべき書面に記載することを要しない旨を定款で定めることができるようにしました(改正325条の5第3項)。

法務省令では、従前のみなし提供制度の対象であった事項と同様の事項を定めることが予定されているということです(竹林ほか・前掲11頁)。

#### 6-5 書面交付請求の失効

書面交付請求に関して検討された悩ましい問題は、書面交付請求をした株主が累積していくことにどう対処すべきかです。つまり、書面交付請求は、前述のように、株主総会ごとに行われるのではなく、株主は一旦請求すれば、その後撤回しない限り、ずっと交付を要する株主として登録されます。そうしますと、今回せっかく電子提供制度を設けたのに、交付請求する株主が減らずに累積していく懸念があります。

この懸念に対処するために、立法による措置を講じるべきかどうか、中間試案の後に議論され、改正法では、請求後1年経過すれば、会社が書面交付請求をした株主に対して、請求を失効させてよいか異議があれば述べるよう催告することができ、異議がなければ請求が失効することになりました(改正325条の5第4項・5項)。

この催告期間、株主が異議を述べることができる期間は、1か月以上に設定しなければなりません。異議が述べられれば、そこからまた1年間のカウントをすることになります。すなわち、書面交付請求をした株主が累積していかないように、いわばリセットする機会を会社に与えて、徐々にこの書面交付請求を減らしていくことを狙ってい

ます。

実際にどうリセットされるのか、ややこしいので、一つ例を挙げて考えてみますと、例えば3月末決算の会社で2024年3月20日に書面交付請求がされたとしますと、その1年後の2025年3月21日に会社は催告できる状態になります。すぐに催告しても、1か月以上の催告期間を要しますので、2025年3月末までに請求を失効させるのは無理です。そして実務上は、コストの面から、催告は2025年5月に発せられる招集通知と併せてなされる、つまり催告する文面を招集通知に同封しておくのではないかとされていますので（邊・前掲52頁）、いずれにせよ、2025年3月末までに請求を失効させるのは無理です。

結局、今の2024年3月20日に書面交付請求されたという例ですと、2024年6月と2025年6月の定時株主総会の2回は書面交付請求に付き合っ書面を送らなければなりません、催告文面に対する株主からの異議がなくもともとの請求が失効すれば、その次の2026年6月の定時株主総会からは書面を送らなくてよいことになります。

## VII. 電子提供措置の中断

電子提供措置は、電子提供措置期間中、「継続して」行わなければなりません（改正325条の3第1項）。

したがって、サーバーのダウン等、あるいはハッカーやウイルス感染等による改竄等が生じた場合に、もし何の救済規定もなければ、電子提供措置は無効になってしまいます。

電子提供措置が無効になりますと、過料の制裁の対象になりますし（改正976条19号）、もしその中断が電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間に生じたとしますと、招集手続の法令違反を理由に、決議取消事由が生じることになります（831条1項1号）。

些細な中断がある場合まで電子提供措置が無効になりますと、会社に酷ですし、株主の混乱を招くことにもなります。そこで、改正法は、現在の

電子公告の制度に倣い、電子提供措置の中断が生じた場合であっても、一定の要件を満たせば救済され、電子提供措置の効力に影響を及ぼさないものとしています（改正325条の6）。

救済を受けるための要件は、電子公告の規定（940条3項）に倣っているのですが、異なるのは、中断が生じた時間について、電子公告と同じく中断時間の合計が電子提供措置期間全体の10分の1以下であるという要件（改正325条の6第2号）に加えて、電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中だけで見ても、その期間中の中断がその期間の10分の1以下でなければならない（同条3号）とした点です。

株主への情報提供という観点からは、株主総会の日までの情報提供が重要ですので、幾ら全体の期間で見ても中断が10分の1以下であっても、株主総会の日までの期間中だけで見て10分の1を超えるような場合まで救済をするのは適当でないと考えられたからです。

なお、電子公告（941条）については、調査機関による調査の制度があります。

電子提供措置についても、中間試案段階では、中断が生じた場合の立証手段の確保のために、会社は情報掲載について調査機関に調査を行うことを求めなければならないことが提案されていました（第1部第1の6）。

しかし、その後の審議で、①この電子提供措置は、不特定多数に開かれる電子公告とは異なり、株主だけが閲覧できる仕組みにすることもできる、つまりいろいろな仕組みがあり得るところ、そういういろいろな仕組みで中断が起こっていないかを調査するようなシステムを構築するのは容易でないと考えられること、あるいはまた、②特に調査の制度がなくても、会社独自に中断が救済規定の要件を充足していることを立証できないわけではないことなども考慮して、結局、調査の制度は設けないことになりました。調査の制度がないことも、電子公告とは異なる点です。

## VIII. 電子提供制度の利用の義務付け

さて今回の電子提供制度を利用できる会社の範囲は、特に限定されません。電子提供制度を利用するニーズが大きいのは上場会社でしょうけれども、上場会社に限らず、非上場会社でも使いたいという会社があるときに、使ってはだめだという理由はありません。前述のように、電子提供制度を利用するためには定款の定めを要しますが、非上場会社であっても、定款に定めを置いて電子提供制度を利用することができます。

他方、上場会社については、制度の分かりやすさ、そしてインターネットを利用した株主への情報提供の促進を理由として、電子提供制度の利用が義務付けられます（改正振替法 159 条の 2 第 1 項）。

具体的には、振替株式を発行している会社については、電子提供措置を利用する定款の定めを設ける旨の定款変更決議がされたとみなされることにして（整備法 10 条 2 項）、現実の定款変更決議を不要にしています。

実務では伝統的に、法律でせっきく今回のように定款変更のみなし規定を用意しているにもかかわらず、現実に定款変更決議をとることが多いようです。実務家向けの解説では、改正法の施行日との関係で、どのタイミングで定款変更決議を採っておくべきかということが議論されていますが、理論的には、いわゆる実質的意義の定款は法律の力で変更されるのですから、重ねて実際の決議をしても、法的には意味のないことであろうと思います。

私からの報告は以上です。

~~~~~

### 【討 論】

○川口 ありがとうございます。

それでは、今のご報告について、どこからでも結構ですので、ご意見、ご質問があればお願いしたいと思います。

### 【議決権行使書面の扱い】

○片木 議決権行使書面の扱いにつきまして、前田先生のお話にもありましたように、実務上は、招集通知はどちらにせよ送りますので、招集通知と一緒に議決権行使書面を送って、電磁的提供措置にするような書類についての負担を減らす、あるいは場合によっては EDINET での開示に統一してしまう会社が多くなるのが推定されるというのは、そのとおりでらうと思います。

しかし、逆に言うと、なぜわざわざ条文上は、原則は議決権行使書面の記載事項も含めたものを電子提供措置に含めて、そして、いわば例外的に書面にしたときには、というような形にしたのか。そもそも行使書面を電子化されたら、一体どうやってそれを送るのかという話自体も大変ややこしいことになると思うのですが、そこまでして議決権行使書面を電子化の内容に含めようとした理由というのは何かあるのでしょうか。

○前田 議決権行使書面を電子提供制度の対象にすることの当否については、前に私がこの研究会で報告しましたときにも、片木先生、黒沼先生からご指摘をいただいたところであったと思います。中間試案のときのパブリックコメントでも、議決権行使書面に記載すべき事項については、そもそも電子提供制度の対象外とすべきではないかという意見がありました。

しかし、現行法上、既に議決権行使書面に記載すべき事項についても、一定の要件の下で電磁的方法による提供が可能とされているわけですね。すなわち株主が自分で打ち出すという手間をかけなければならないなどの問題は、現行法上も実は既に存在しているわけです。

そして、既に現行法上、電磁的方法による提供という制度が設けられていることも考慮すると、確かに少なくとも当面は、片木先生がおっしゃったように、議決権行使書面は紙ベースで送ることが一般に行われるとしても、将来は完全に電子化

されることもあり得るわけですから、今回の電子提供制度の導入に当たって、特に議決権行使書面に記載すべき事項だけを外すということにはしなかったのだと思います。

○片木 ありがとうございます。

○加藤 株主が議決権行使書面を会社に返送するための費用について、2つ質問します。現在の実務で用いられている議決権行使書面には料金受取人払いの記載があるため、株主が議決権行使書面を返送するための費用は会社負担になっていると思います。1つ目の質問ですが、議決権行使書面に記載すべき事項についても電子提供措置がとられる場合、会社が郵送料金を負担することは義務付けられてはいないという理解でよいでしょうか。

2つ目の質問ですが、株主が書面交付請求をした場合にも、提供しなければいけないのは議決権行使書面に記載すべき事項なので、現在の実務で用いられているような議決権行使書面を送ることは義務付けられていないという理解でよいでしょうか。

○前田 送料の負担については、今回会社法では全く手当てをしていないと思います。先ほど少し申しましたように、現行法のもとでも、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法で提供する制度は既にあるのですけれども、そのときに株主が自分で印刷して送るときの送料を誰が負担するかという問題については、実際にこの制度が使われていないせいでしょうけれども、議論されてこなかったように思います。ただ私は、株主の議決権行使の方法を会社の方で枠付けたわけですから、その費用を株主に負担させるということは具合が悪いのではないかと、漠然と考えておりました。

改正法施行後、実際に議決権行使書面に記載すべき事項を電子提供制度にのせた場合には、送料をどうするのかという問題が現実の問題として出てくることとなります。私は、書面交付請求に応じて会社が送る書面は、現在の議決権行使書面み

たいにきちんと送料を受取人払いにすべきものだろうと思っていたのですけれども、加藤先生がおっしゃったように、別に法律で要求されているわけではないですね。議決権行使書面に記載すべき事項だけが書かれていれば、恐らく会社法上の要請は満たすということになるのでしょうか。

○加藤 最初は、議決権行使書面は同封されると思います。ただ、私の個人的な経験に過ぎませんが、電子投票を利用する会社も増えてきているような印象を持っています。そこで、議決権行使書面に記載すべき事項の電子提供措置として、招集通知に電子投票のウェブサイトアクセスするためのQRコードを記載することで足りるかが問題となるように思います。株主は、電子投票のウェブサイトアクセスすることによって、会社が議決権行使書面に記載すべき事項を入手できるからです。

会社法には一定の場合に書面投票を義務付ける規定があります（会社法298条2項）。先ほどの書面交付請求がなされた場合の議決権行使書面の返送費用の負担と合わせて、議決権行使書面に記載すべき事項の電子提供措置と書面投票制度の義務付けの関係については、何らかの整理が必要であったかもしれません。

○前田 確かに、電子投票の制度とリンクさせて、議決権行使書面に記載すべき事項を電子提供することが考えられると思うのですけれども、やはり今回の改正では、株主総会資料の電子化と言いながら、書面投票制度はそのまま残したがために、どうしても資料の電子化と書面投票とがうまく接合しにくいところができるのかなと、今、加藤先生のお話を聞いて思いました。

#### 【電子提供措置の終了日】

○久保 詳細なご報告、ありがとうございます。

電子提供措置の掲載期間は決議後3か月までというところで、前田先生は、これを長くすると、委任状とか議決権行使書面の備置きとの関係もあ

って、そちらも長くしなければならぬのではないかと、いった趣旨のことをおっしゃっていたと思いますが、これは本当に同じなのかなというのが私の質問です。

例えば、委任状であるとか議決権行使書面というのは、確かに決議の効力を争うための証拠資料として使われるものですし、電子提供措置で提供される資料も証拠資料として使われるという面では、同じ部分があるのですが、委任状とかと違って、電子提供措置で提供される情報というのは、元来株主に書面で提供されていたものですので、3か月を過ぎた後も株主が手元に置いておける情報だったはずですよ。

そうだとすると、例えばプリントアウトするか、電子的に保存しておくとかという形でおくというのは可能なので、実質的にはほとんど問題にならないのかもしれませんが、設定によっては、プリントアウトを妨げたりとか保存を妨げたりといったことも可能な場合があり得るわけです。そうすると、本来株主が手元に置いておけた情報を置いておけなくなるという意味では、延長することにも多少の利があるのではないかという気がしたのですけれども、その点は、もしこういう主張をした場合に、前田先生はどのようにお答えになるのかというのが、私の質問です。

○前田　そこまで考えていなかったのですけれども、確かに、久保先生のおっしゃるように、手元に保存できるという点で、委任状等とは違う面があるのは分かりました。そうすると、久保先生は結局、電子提供措置期間をどうしたらいいとお考えでしょうか。

○久保　3か月以内でというのは、いいとは思いますが、ダウンロードなり、株主が何らかの形で保存可能にしておくことを条件にしておくべきではないかという気はしているのです。

もちろん、EDINET を使っていますというのだったら、EDINET の掲載期間というのがありますし、あるいは未来永劫残しておかなければいけないというわけでもないと思うのです。例えば5年

前、10年前のこういう情報まで必要かと言われたら、そうではないかもしれません。ただ、例えば前の事業年度の情報が欲しいとなったときに、それが電子上でしか提供されていなくて見られないということになってしまうと、少し問題があるので、あるいは比べるべきだったのは、ひょっとしたら EDINET における掲載期間だったのかもしれないというのが、私の一つの今のところの考えです。

○前田　保存できるかどうかという点に関しては、電子提供措置は、プリントアウトできるような形で掲載しなければいけないことが想定されていたと思います。ですので、保存はできるということだと思います。

○久保　それだったら、株主が手元に置いておけるという、ちょっとそこまできっちり読み込んでいなかったもので、保存ができなきゃいけないというようなルールがあるのであれば、今言った問題というのはクリアできるのかなと。あとはもう資料の問題だということになるので、3か月というルールでもいいのかなと思います。

○前田　分かりました。ありがとうございました。

○久保　ありがとうございました。

#### 【デジタルデバインド問題と書面交付請求権の定款による排除】

○梅本　私は単なる素人的な質問です。最初、先生がこの規定の趣旨としておっしゃった会社の費用削減という視点が、株主に対する情報提供の充実ということ以上に重要であるというお話は、とても納得できました。また、その観点からすると、書面交付請求権というのがなかなか悩ましい問題であるということも納得できました。それで、これに関連して2点、質問というか、先生のご感触をお伺いしたいと思います。

デジタルデバインドの弱者保護というものは確かに重要なのだろうとは思いますが、デジタルデバインドという言葉が出始めてもう20年か30年ぐら

い経っているのではないかという気がします。正直なところ、いつまで配慮しなければいけないのかなという疑問も覚えます。とはいえ、日本の個人投資家の多くを占める高齢者、この方たちの存在を考えると、やはりこれに対する配慮も必要だろうなという気がするのですけれども、いつまでもデジタルデバインドということを行っているわけにもいかないだろうなと。ある段階で書面交付請求権をなくす決定をすべき時期が来るのかなと思うのですが、これについて先生はどうお考えになりますか、というのが一点です。

もう一つは、多数決で株主の書面交付請求権とといったものを奪うことはできないという考え方についてです。たしかに先生のおっしゃるとおりだと思いますが、仮の話としまして、例えばこれから上場する会社があるとして、その IPO に当たって、当社はもう書面交付はしないという決定をしたうえで IPO をするような会社があったとします。最初から、当社では電子的な形でしか株主に対して情報提供しないと断っているのであれば、そういった会社は認めてもいいのではないかという気がします。

もちろん、上場会社の中で書面交付請求権のある会社とそうでない会社が併存してしまうと、組織再編のことなども考えると面倒くさいことになってしまうのかなという気もするのですけれども、方向性としては、書面交付請求権をなくすというか、失効制度などを見ても、できればこういったものを制限的に運用したいということなのかなという気がしますので、その2点について、先生のお考えをお聞かせいただければ幸いです。

○前田 デジタルデバインドの弱者をいつまで保護しなければいけないのか、難しい問題だと思います。報告の中でもちょっと申しましたように、書面交付請求権については、議論の当初は、確かにデジタルデバインドの弱者、つまりコンピューターを使えないような高齢者等はいらざるけれども、その人たちでも、例えば証券会社などを利用すれば資料を見ることができないとまでは言えな

いだろうというような議論もされていたところで

す。  
しかし、これまでは紙で見られていたものを、いきなり独力では紙で見られなくなるということにするのは、やはり株主にとっては大変な不都合となるのではないかと、書面交付請求権は要るだろうという形で議論が進んだものと理解しております。

したがって、いかに今後インターネットがさらに普及していても、なかなかそういう人たちを切り捨てて、これだけインターネットが普及したのだから書面交付請求権はそろそろなしにしようというような決断をするのは、私はかなり難しいのではないかという印象を持っております。

それから、私は多数決の定款変更で書面交付請求権を排除することはできないと言いましたが、立法論としては、原始定款による定めならあり得ると思いますし、定款変更による場合でも、全株主の同意による定款変更によって書面交付請求権を除外するというようなやり方ならば、十分あり得ると思います。上場会社では結局できないのに等しいということになると思いますけれども、理論的には、全株主の同意があればいいはずで

す。  
梅本先生がおっしゃられたように、当社は書面交付請求権を与えるつもりはないということを経主に示したうえで IPO を行う場合、確かにそれに応じて株主になる人は、承知のうえでなるからいいのですけれども、既存の株主の中にはデジタルデバインドの弱者がいるかもしれませんので、それらの者全員の同意がないと、定款変更によって書面交付請求権を外すのは難しいのではないかと今のところ考えています。

○梅本 ありがとうございます。

○川口 デジタルデバインドの弱者の問題で質問があります。確かにコンピューターを使えない人を排除してしまっているのかという問題は重要かだと思います。もっとも、例えば金商法の世界では、公衆縦覧型の情報開示は EDINET で行うことになっています。そこでは、インターネットを使えな

い人は基本的にアクセスできないので、投資判断に必要な資料は得られないという状況が実現しています。会社法上でも、EDINET で開示している場合においては、会社法上の開示も免除するという制度を採用しているものがあります。このような状況で、株主総会関係の資料については、デジタルデバイド弱者に配慮を続けているのですが、これは、やはり特別なことと理解すれば良いでしょうか。

○前田　　また非常に難しい問題ですね。紙はもらえないということが分かったうえで株主になるような人であれば、特に保護する必要はないと思うのです。川口先生がおっしゃられたように、金商法の世界では、確かにコンピューターを使えなければ、まともに十分な投資判断材料を得られないでしょうけれども、それが分かっている株主になり、または株主になろうとしているという説明はできないでしょうか。

○川口　　デジタルデバイド弱者にどこまで配慮するかは、政策判断なのですね。理論的な帰結ではないように思います。議決権行使は株主にとって重要な権利であることは承知していますが、たとえば、単元未満株式の株主には議決権はないわけですね。こういうものも会社法は認めているわけです。ですから、デジタルデバイドの弱者をどこまで保護すべきは政策的な判断で、株主総会資料の提供については、他の制度と比較して、どの点で特別な配慮が必要なのかなと考えた次第です。

○前田　　そうですね……。

○川口　　私自身も十分にまとまっておらず、失礼しました。北村先生、よろしくお願ひします。

#### 【書面交付請求に応じた書面の交付を欠く場合】

○北村　　前田先生、詳細な報告をいただき、ありがとうございます。

私も書面交付請求についてお伺いしたいと思います。

レジュメの1 ページに、松井秀征先生の論文を引用されておられます。この論文の中で、書面交

付請求をした株主に書面を交付しなかったときはどうなるのかということについて言及されていて、松井先生によりますと、会社側に書面交付請求権を行使した株主の情報取得を妨害する意図がなければ、株主は電子提供措置によっても情報取得の機会があったのであるから、たとえ会社に書面を交付しないことについて過失があっても、株主総会決議の瑕疵には結びつかない、という記述がありました。

確かに、書面交付請求を認めることにやや消極的なご意見が今日の研究会でも多かったのですが、こういうご意見というのはそれなりにトレンドなのかもしれませんが、一方で、前田先生もご指摘になっているように、書面交付請求権は定款によっても奪うことはできない株主の重要な権利であって、しかも株主が能動的に権利行使しないと書面がもらえないということですよ。

しかも、この権利をわざわざ行使した株主はデジタルデバイドの弱者であるということを考慮しますと、もし会社側の事情で書面交付請求をした株主に書面が届かなかった場合には、やはり招集手続の法令違反と考えることが、私は合理性があるのだらうと思います。

これは、招集通知漏れについて会社の過失を問題にしないのと同じように、会社の過失とかは関係なしに、原則として決議の瑕疵になるのだらうと思います。口座管理機関が株主の請求を会社につなげなかった場合は別でしょうけれども、会社側の事情で書面を送らなければ、決議取消事由と考えていいと考えますが、これについて、前田先生はどのようにお考えでしょうか。

○前田　　私も北村先生と全く同感で、松井先生の論文について疑問に感じていたところです。今ご指摘があったように、松井先生は、書面交付請求に応じて会社が適切に書面を交付しなくても、その株主は電子提供された資料を見る機会があったのだから直ちには瑕疵にならないという趣旨のことをおっしゃっていたと思いますが、そのような解釈は相当難しいのではないかと思います。



現行制度のもとで、例えば株主総会参考書類の添付が漏れたのとどこが違うのかということ、今のケースでは、電子提供はされているということだと思うのですが、まさに北村先生がおっしゃったように、書面交付請求をした株主は、自ら積極的に紙でくれと言っているわけで、それにもかかわらず書面を提供せずにおいて、決議に瑕疵がないとは言えないと思います。

ただ、電子提供措置がとられているということで、裁量棄却の可能性は広がるのではないのでしょうか。瑕疵の程度としては小さい、あるいは、見られる可能性が真に無くはなかったというのであれば、結果への影響はなかったと言えるかもしれません。ですので、裁量棄却の可否には影響すると思いますけれども、瑕疵がないというのは、私も無理だと思います。

北村先生のおっしゃるように決議取消事由があるかどうかは、著しい不公正の場合には会社の落ち度のようなものも関係してくるのでしょうかけれども、そうでなければ、会社に落ち度があろうがなかろうが、株主の意思決定がゆがめられたのであれば、決議取消事由ありと見るべきだと思います。責任追及の場面では落ち度があったかどうか重要ですがけれども、取消事由があるかどうかの場面では、会社側に落ち度があったかどうかというようなことは重要でないと思うのです。結論として、北村先生のお考えに賛成です。

○北村 ありがとうございます。

○川口 今日、松井先生は欠席ですね。出席であれば、ご意見をお聞きしたかったですね（笑い）。それでは、洲崎先生、お願いします。

#### 【議決権行使書面の任意の交付】

○洲崎 2つ質問させてください。第1の質問は、レジュメ 5-1 と 5-2 の関係についてです。5-1 の最初のところでは、「ウェブサイトのアドレスなどの基本的事項だけは、従来どおり原則として書面で通知しなければならない」とあるので、少なくともはがきは送る必要があることになりま

す。他方、5-2 では、議決権行使書面については、やはり「書面による招集通知に同封する会社が多いと推測される」とあることからすると、こちらは封書で送ることが前提になっていると思われます。そうすると、はがきだけを送る会社というのは、議決権行使書面を送りたければ、株主が自分でプリントアウトして会社に送ってこいという要求をする会社に限られることになるのか。これが第1の質問です。

第2の質問は、5-2 の最後のところにある、「議決権行使書面を記載すべき事項を個別にウェブサイトに掲載する必要」があって、これが会社の負担大になるのではないかというご指摘に関するものです。ここでいう個別にウェブサイトに掲載するというやり方とはどのようなものなのか。先ほどの加藤先生のご質問とも関連するのですが、私自身も実際に QR コードを読み取って、電子投票をしてみて、実に簡単だという感想を持ちました。このように、QR コードを読み取る、あるいは個々の株主に与えられた番号を打ち込んだら、それぞれの株主のページに移動できて、そこで、「あなたの議決権は何個です」ということが分かるような、そういうページを用意することが、議決権行使書面に記載すべき事項を個別にウェブサイトに掲載するということになるのでしょうか。

そうだとすると、電子投票を認めているような会社にとっては、個別記載は特段の負担にならないのではないかと。なぜなら、電子投票をする以上はそのページに行かなければならないし、会社は、個々の株主の情報があるページを用意しなければならないので、電子投票を認めている会社では既にシステム構築が済んでおり、新たに大きな負担が生ずることにはならないように思ったのですが、そのような理解でよいのでしょうか。

○前田 洲崎先生がおっしゃったように、招集通知としてウェブサイトのアドレスなどの基本的な事項だけははがきを書いて送るような会社は、結局、書面投票をしたいのであれば、議決権行使書面を自分で打ち出してくださいということと言

っている会社だということになりますね。したがって、報告の中でも申しましたように、その手間を考えると、株主はもう議決権を行使しなくなるおそれがあって、議決権行使比率を低下させる懸念があると思います。

したがって、実務的には、議決権行使書面ぐらいは送るし、さらに言いますと、株主総会参考書類か、あるいは株主総会参考書類をまとめたような、議案の説明をするような文書くらいは同封しておかないと、アドレスなどを記載した簡単な招集通知に議決権行使書面だけが1枚同封してあっても、議案の内容すら株主には分からないわけです。議案の内容も分からずに、賛否の欄だけ記載された議決権行使書面が入っていても、まともな議決権行使には不便です。実際には、議決権行使書面、さらには株主総会参考書類、あるいはそれを要約したような文書は同封することになるのだろうと推測しています。

それから、もし議決権行使書面を同封しなければ会社の負担が大きくなるというときの、その負担の中身は、まさに洲崎先生がおっしゃったように、株主ごとに氏名とか株式数を、その株主だけに見られるようにしないといけないということです。私は技術的なことはよく分からないのですけれども、洲崎先生のお話をお聞きしていて、電子投票制度を使う会社であれば、それほど負担ということではないのだと思いました。

○洲崎　ただ、多くの会社が電子投票制度を採用しているかということ、私が株主になっている会社で見ても、それほど多くはないですね。使ってみると簡単に投票はできるのですけれども、多くの会社がやっているわけではなさそうな感じがします。そこが増えていけば、さらにもう一段階進むことができるのかなという気もするのですけれどもね。

○前田　おっしゃるとおりだと思います。

○洲崎　ありがとうございました。

○前田　電子投票制度は、上場会社の非常に規模の大きなところでは広く普及していると思いま

すけれども、上場会社全体で見れば、まだまだというところなのでしょうね。

#### 【招集通知の発出期限と電子提供措置】

○黒沼　質問というよりもコメントというか意見になってしまうかもしれません。

招集通知の発出期限のところですが、今回の改正では、招集通知を送る意味の一つは、電子提供措置がどこでとられているかというURLを知らせるということにあるわけです。ところが、電子提供措置は3週間前からとられているのに、どこを見たらいいのかというのは、正式には招集通知を見なければ分からないということになると、整合性がとれていないのではないかという気がします。

そして、招集通知の発出期限を以前と同じように2週間にしたというのは、ご説明があったように、書面交付請求に応じてする書面の交付を招集通知の際に行うこととし、そのためには印刷に時間がかかるので、2週間になったということだとしますと、会社の費用負担の方を重視して、情報開示よりも費用負担を避けることを重視したような印象を持てしまいます。

私としては、以前からこの点はやや疑問に思っています。書面交付請求に応じる書面の交付というのは必要だと私は思いますが、要は株主総会までに書面を交付してもらえれば要求は満たされるわけで、例えば招集通知を見て、あるいは議案を見てから詳しく情報を知りたいと思う者が書面交付請求をして、それに応じてもらえるような制度にすれば、招集通知とともに送るというやり方を採る必然性もないし、費用負担のことはあるわけですが、もっと別の組み方をすれば、両者を両立できたのではないかというふうに感じます。前田先生のご感触があれば、お教えいただければと思います。

○前田　黒沼先生ご指摘のように、電子提供措置の開始日は株主総会の会日の3週間前までとしておきながら、そこにアクセスするためのウェブサイトのアドレスを記載した書面は株主総会の会

日の2週間前にならないと届かないという仕組みになっています。ここは確かにずれがあるのですけれども、今回の議論で、株主に対する情報提供の充実といったときに念頭に置かれていたのは、機関投資家だと思います。機関投資家であれば、書面でウェブサイトのアドレスを知らせてもらう前に、事実上は自分の力でウェブサイトアクセスして会社から情報を取れるであろうということが前提として考えられていたと思うのですね。

つまり、紙が出るのを待つがゆえに、ウェブサイトでの掲載を遅らせるのは好ましくない、とにかくウェブサイトのほうは少しでも早く出してもらおう、そうすることで、機関投資家は早くにアクセスできるだろうと、こういう考え方だと思います。

したがって、確かに黒沼先生のおっしゃるように、自分でウェブサイトを探す力のない個人株主からすると、ここにアクセスしなさいというはがきが手元に来ているのに、ウェブサイトの方だけ掲載が始まっているという、やや奇妙な状況が生じることになっています。

それから、招集通知の発出期限が最終的には株主総会の日の2週間前になったことについては、報告で申しあげましたように、書面交付請求に応じて送付する書面を、招集通知と一緒に送ることにした結果、そうなってしまったのですけれども、審議の過程では、中間試案のときも含め終盤まで、書面交付請求に応じてする書面の提供時期と招集通知の時期とは分けて議論されてきていました。ですので、黒沼先生のおっしゃるように、そこは分けて別にすることは十分に考えられるところではあるのですが、報告でも申しあげましたように、2回も会社が書面を株主に送らなければいけないというのは、やはりコストの点から見て、会社にとって非常に負担が大きいのではないかと思います。そこで、やむを得ず今のような姿になったと考えております。

ご指摘、ありがとうございました。

#### 【電子提供措置と印刷・保存】

○船津 私は、久保先生のお話のところが少し気になっておりましたので、お聞かせいただければと思います。

例えば、不祥事の第三者委員会の報告書などをウェブに上げているのだけれども、印刷もできないければデータ保存もできないというようなことをしている事例がどうも最近散見されるようです。よからぬことをしようと思った場合に、こういった電子提供の書類を一切ダウンロードもできなければプリンアウトもできないというようにすることが許されるのかどうかということを改めてお伺いしたいと思います。

情報の提供を受ける状態に置く措置であって法務省令で定めるものが電子提供措置だということだとしますと、これはもしかすると、例えば法務省令でプリントアウトできるようにしてくださいとすとか、あるいはデータで保存できるようにしてくださいとすとか、法制審で何かそういう議論があったのかどうかという辺りは、非常に気になっております。

それで、仮にですけれども、その辺りの内容が分からないので、ここ以下は仮定の話になってしまうわけですが、立案担当者の解説などを見ますと、提供の措置自体で、そのサイトにアクセスするためにパスワードを要求してもいいというようなことが書かれていました。ということは、データを拡散させたりすることを防止してもいいということからすると、もしかすると、データの保存をさせない設定でもいいのかもしれない。そうなってきた場合に、会社書類をペーパーレス化していく中で、株主はウェブにアクセスしてプリントアウトしないと保存できないというような状態になってしまうというのはあまりいいことではないのではないかと、これは私の感想ですけれども、そう思いました。

一番お伺いしたい点は、書面での保存もできない、データでの保存もできないというような設定をすること自体は、これは決議の瑕疵に当たるの

か、当たらないのかという点です。

当然瑕疵に当たるのかなと思う反面、リアルとバーチャルの世界の切り替えみたいな話でいきますと、電子的なハイブリッド型バーチャル株主総会の場合だったら、リアルでも開かれているのだから、バーチャルの不都合が嫌ならリアル会場に行けばいいではないか、といった、バーチャル会場の人たちをやや軽めに扱ってもいいというような解釈の仕方もあると思うのです。もしかすると、先ほどの話も、欲しければ書面交付請求をすればいいのだから、書面とかデータで保存できなくてもいいのだというような解釈論もありうるのかなと。恐らく沿革としては、そのように会社が主張してよいとするために書面交付請求権はないと思うのですけれども、その辺り、書面交付請求権との関係でも少し気になりました。

長くなって申し訳ございません。私の質問は以上です。

○前田 今のお話は、電子提供措置について法務省令でどのような内容のものが定められるかに関わってくると思うのですけれども、印刷はできなければならないという前提で議論がなされてきたように思います。これまで株主は紙で見ることができていたわけですから、パソコンの画面上でしか見られないということになりますと、株主にとって利便性が低下することになります。したがって、印刷はできるようになると思うのですが、ただ、船津先生がおっしゃったように、データのまま株主が保存できるようにするかどうかについては、私が技術的なことに疎いこともありまして、どういう形になるのかは存じておりません。もっとも、船津先生のおっしゃったように、パスワードを設定して、株主がそのパスワードを打ち込まないと電子提供された事項にたどり着けないということにすることは、もちろん可能です。

それから、船津先生が決議の瑕疵と言われたのは、何の決議のことですか。

○船津 何でも構わないのですけれども、例えば印刷できないとか、保存できない状態にしてい

ることが招集の瑕疵という形で考えるべきか、それとも、そういう場合は、書面交付請求権があるのだから取消しになるような瑕疵ではないのだよと言えるのかどうかという質問です。

○前田 電子提供措置の内容は会社法及びそれを受けた法務省令で決められるわけですから、それに従った電子提供措置をしなければ、招集手続の法令違反になると思います。例えば別に書面では送ったというような事情があれば、それが裁量棄却のレベルで考慮されることはあるでしょうけれども、招集手続の法令違反になるのは間違いのないのではないのでしょうか。

○船津 分かりました。ありがとうございます。

#### 【電子投票のサイトの利用】

○片木 先ほどからのお話で大変気になったので確認をしたいのですが、現在電子投票を行っているサイトは、evote や web54 など数社あると思うのですけれども、議決権行使書面の通知の付箋に大体パスワードと URL が書いてありますので、そこに入り込みましたら、自分の持っている議決権数などが全部出るようになっていきますね。実は参考のためにということで、参考書類もそこから全部閲覧できるようになっています。

それで、今回の電子提供措置につきましてこのサイトに載せるかというのは、どこまで規制があるのかよく分からないのですけれども、仮に、個別の議決権行使書面に記載すべき事項を載せているウェブサイトはこの電子書面のサイトですと書いてありまして、そこにパスワードを打ち込んで入ってくれたらいいですと。あるいはもっと極端に言うと、電子提供措置を講ずべき参考書類その他も全てそこに入れているということで、議決権行使書面用のサイト自体をいわば今回の電子提供措置のサイトとして指定してしまっていて、そして書面で議決権行使したい方は、そこに実は、大体最初の画面のところで賛否欄とかが全部書いてあり、1 ページぐらいで現在の議決権行使書面の内容が全部入っていますので、それをプリントアウト

トしてもらって、それで何だったら料金受取人払いの判を押して送っていただいても構いませんというふうにしてしまうと、現在電子投票の措置をとっている会社であれば、それで全て電子提供措置も済んでしまって、議決権行使の問題も全てオーケーという、実務的には魅力的な議論になるのですけれども、それでよろしいのでしょうかという話なのですが。

○前田 電子投票の方のサイトでどういう書類まで見られるのかということまで存じていませんでしたが、今片木先生がおっしゃったように、電子投票の方のサイトに株主が難なくアクセスできる状態にしておくのであれば、報告の中で申しましたように、アドレス自体、複数載せることだって構わないくらいですので、特に複雑で到達しにくいようなところに掲載をするなら招集手続が著しく不公正であると見られるおそれはあるでしょうけれども、そうでなければ、書面投票を希望する株主にも、電子投票のサイトを見てください、これを打ち出してくださいというようにすることは差し支えないのではないのでしょうか。実務的に使いやすい方法ではないかとお伺いしました。

#### 【附帯決議—上場会社の努力義務】

○川口 ほかにいかがでしょうか。

なければ、一点だけ教えていただきたいのですが、3ページの附帯決議がちょっと気になるのです。ご説明いただいたように、取引所のルールでやるのだから要綱には書き込めないということで附帯決議にしたということのようです。そこでは、3週間前よりも早期に開始する努力義務は、取引所のルールでやる方が好ましいという判断のようですが、これは会社法でも実現できたことかと思うのですが、あえて、取引所に委ねるという趣旨は、どのように考えればよろしいのでしょうか。

○前田 報告の中でも申しましたように、電子提供措置の開始日については、機関投資家などからは、今より少しでも早くしてくれという要望が強かったとお聞きしています。しかし、上場会社

と一くくりに言っても、比較的小規模な上場会社であれば、3週間より前にするのは対応できないという声があったようです。ですので、もし法律で定めるとすると、上場会社をさらに区分して、例えば比較的小規模な上場会社は3週間前にするけれども、大規模なところは4週間前にするというやり方もあり得たのかもしれませんが、規制が複雑になってしまいます。そこで法律ではとにかく最低限の3週間というのを決めておいて、あとは、できるところはできるだけ早くやってくださいということにしたのだと思います。これを実現するためには、上場会社の努力義務という形で取引所の規則で定めてもらうのが、一番円滑なやり方だと考えられたものと理解しています。

○川口 以前にこの研究会でも議論がありましたが、会社法と金融商品取引所の規制の役割分担が今回も気になり、質問をさせていただきました。なお、これは法制審議会の附帯決議なので、拘束力はないということですね。国会の附帯決議だと、何かしなくてはならないと思いますが。

○前田 そうですね。法的な拘束力はないのでしょうかね。

○川口 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

#### 【委任状勧誘規制と電子化】

○飯田 今日の報告の対象からは外れるのですが、金商法の委任状勧誘規制の方でも、この電子化の改正に合わせて何か手当てをするべきように思いますが、いかがでしょうか。現状では、株主の同意を得れば電磁的方法で参考書類等を電子化できると思いますけれども、これも、アメリカみたいに Notice & Access の方法に改正すべきかどうかというようなことも論点になるかなと思ったのですが、もし何か前田先生にお考えがあれば、教えていただければと思います。

○前田 全く考えておりませんでしたし、会社法改正のための法制審議会の会社法制部会でも議論はなかったと思います。

ただ、飯田先生のおっしゃる委任状勧誘規制は、今は金商法に入っていますけれども、本来、会社法に入っていないはずの制度ですので、実質を考えれば、委任状勧誘規制についても、今後電子化を進めていくべきなのだろうと私は思います。

○飯田 ありがとうございました。

○川口 それでは、本日の研究会はこれで終わりたいと思います。

活発な議論をいただきまして、ありがとうございました。前田先生、ご報告どうもありがとうございました。